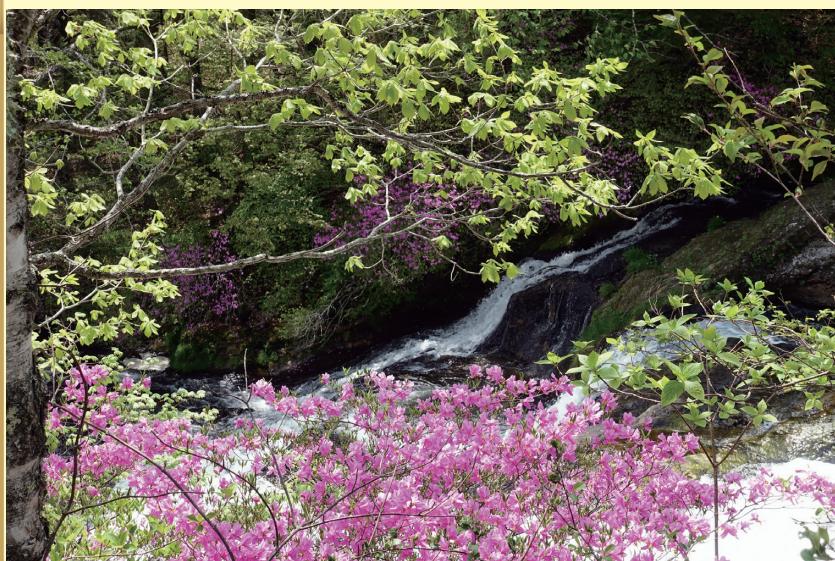


と  
ちぎ  
経  
営  
者  
協  
会

Tochigi  
Employers'  
Association

令和6年  
3月

No.498



竜頭滝のトウゴクミツバツツジ

「写真提供：(公社) 栃木県観光物産協会」

## 〈目 次〉

日本経団連情報	1
第45回新春会員交流会	2
協会への要請	5
研修会だより	8
家内労働の広報	9
労働判例	10
就職戦線レポート	13
会員消息・業務日誌	14
Eメール登録・会員募集のご案内	15
法律・労務・税務相談のお知らせ	16

栃木県経営者協会

日本経団連幹事会において、下記議題が討議・報告されました。

## 【1月16日】

### I. 議 件

1. 2024年版経営労働政策特別委員会報告
2. 労使自治を軸とした労働法制に関する提言
3. 役員・従業員へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向けた提言

### II. 報告事項

1. 「スタートアップ躍進ビジョン」のフォローアップ状況
2. 育児・介護休業法等の見直し
3. 第3回企業行動憲章に関するアンケート結果
4. 全世代社会保障制度をめぐる動向
5. 第33回日本メキシコ経済協議会の模様

### III. 書面報告事項

1. 上場企業における経団連会員企業役員ジェンダーバランス調査結果
2. 2023年年末賞与・一時金大手企業業種別妥結結果
3. 2023年人事・労務に関するトップマネジメント調査結果
4. 入会報告

## 【2月20日】

### I. 議 件

1. グローバルな市場創出に向けた国際標準戦略のあり方に関する提言
2. 博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に向けた提言
3. 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する提言

### II. 報告事項

1. 日米サイバー協力ミッションの模様
2. 企業行動憲章シンポジウムの模様
3. 雇用保険法等の見直し
4. 第30回経団連・韓経協首脳懇談会および日環・韓日未来パートナーシップ基金韓国教師招聘事業
5. 2027年国際園芸博覧会

### III. 書面報告事項

1. 入会報告

## 第45回新春会員交流会

1月11日、ホテル東日本宇都宮において、第45回新春会員交流会を開催した。

講演会では、株式会社下野新聞社 代表取締役社長若菜英晴氏より「デジタル時代の新聞社～その役割と可能性～」と題して講演をいただいた。

来賓に福田富一知事（石井陽子産業労働観光部長）、奥村英輝栃木労働局長、県内経済団体の代表の方々をお迎えし、113名の会員が出席した。



青木会長



石井陽子産業労働観光部長



奥村英輝栃木労働局長

青木会長より、『昨年はコロナの分類が5類に移行し、3年4か月振りに日常生活を取り戻せた年であった。これにより景気は緩やかに回復傾向にあるが、一方でロシアによるウクライナ侵攻や中東のパレスチナ問題が、世界混乱の要因となっている。

ところで、昨年は日光市で「男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が日本で初めて開催され、女性活躍推進にとって大きな転機となった。女性活躍推進は、単に労働力確保の観点だけでなく、DX（デジタル化）とGX（脱炭素）の推進に伴う産業構造の変革に対応していくための重要な要素となっている。持続的な成長の実現には、多様な人材の受け入れが不可欠であり、働き手一人ひとりの個性や強みを最大限発揮できるよう、人権の尊重と公正で公平な対応が求められている。

また、昨今、環境問題への対応が企業の課題となっている。地球温暖化防止のための温室効果ガス削減は世界共通の課題であり、すべての業界において企業規模に関わらず、環境に配慮し、省エネを意識した経営が必要となる。とりわけ脱炭素の取組は、避けて通れない課題であり、当協会としても、このような社会課題に対応すべく、少しでも会員の皆様の

お役に立てるよう活動してまいる所存である。

次に賃上げの問題である。経団連の十倉会長は今年の新年メッセージで、「構造的な賃金引上げの実現に向けて、30年ぶりとなる高水準を記録した昨年以上の熱量と決意で取り組む」としている。

社員の生活を守ることは経営者にとって重要な責務であり、いかに生産性を上げ、賃上げの原資を稼ぎ出すかが、経営者に課された永遠の課題ではないだろうか。これを実現させるためには、適正な価格転嫁が鍵となる。大手企業には、この点を徹底していただきたい。

このあと、下野新聞社の若菜社長による「デジタル時代の新聞社～その役割と可能性～」について講演をお願いしている。若菜社長は、主に関西地区でご活躍され、2年前に下野新聞社の社長に就任された方ですが、栃木県を外から見た感想などを交えて、興味深い話が伺えるものと、期待している。

また、今年は4年ぶりに新年の互礼会を行うので、最後までご協力を願いたい。

結びとして、本日交流会にご出席された皆様方のますますのご活躍とご健勝をお祈りし、私の挨拶としたい。』との挨拶があった。

# 第45回新春会員交流会 フォトダイジェスト

1月11日 於:ホテル東日本宇都宮



《来賓の方々》



講演： 株式会社下野新聞社

代表取締役社長 若菜 英晴 氏



《ご協力をいただいた総務委員会委員の方々》

# パーティ風景 PARTY SCENE

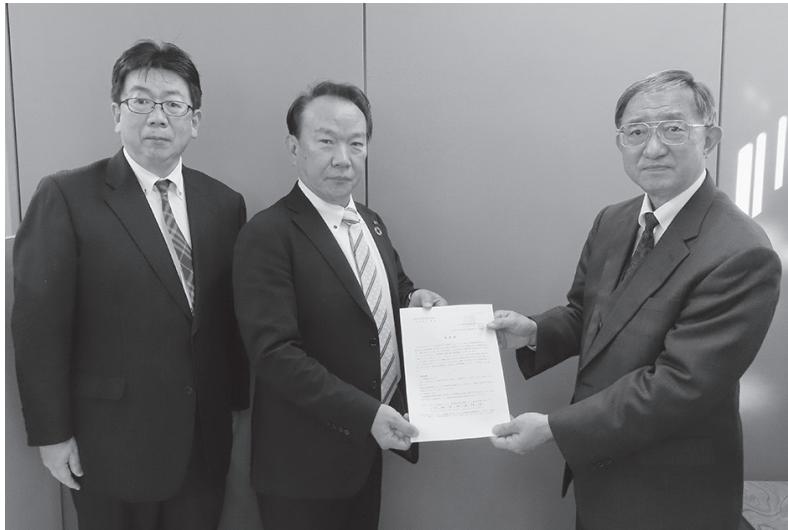


《乾杯 市川副会長》

《中締め 横山副会長》



# 協会への要請



一般社団法人栃木県経営者協会  
会長 青木 熱様



## 要請書

昨年は、30年ぶりとなる水準の賃上げが実現した一方で、コロナ禍からの業績回復が遅れたり、物価上昇分を価格転嫁しきれなかつたりと厳しい産業もあります。物価を加味した実質賃金は低下し、働く者の暮らし向きは苦しい状況が続いています。傷んだ労働条件の回復をはかり、生活向上につなげるためにも、「価格転嫁、価格交渉、環境整備」が必要と考えます。

連合は「みんなで賃上げ。ステージを変えよう」をスローガンに2024春季生活闘争に取り組んでいます。賃上げの流れをすべての職場に波及させ、賃金も物価も経済も安定的に上昇する姿へ、ステージを変えた未来へとしていかなければなりません。働く者の立場からの下記要請事項をお受け止めいただき、貴会の会員事業主にご発信および対策を講じられますことをお願いいたします。

記

### 1. 賃金改善

#### (1) 月例賃金の引き上げ

①賃上げ分3%以上、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上の賃上げを目安とする。

②賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、15,000円以上（※連合加盟組合平均賃金水準約30万円の5%に相当）を目安とする。

#### (2) 格差是正・底上げ

企業規模間や雇用形態間、男女間などの賃金格差の実態を把握し是正をはかる。また、連合栃木が設定する地域2024ミニマム賃金設定額を参考に格差是正や底上げをはかる。

「<参考>これ以下の賃金をなくそう！連合栃木2024地域ミニマム賃金設定額（単位＝千円）」

18歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
174.5	183.5	194.0	210.0	222.0	231.0	238.0

※連合栃木中小労組（300人未満規模）組合員1,804人の個別賃金実態調査結果（2023年7月調査）より、年齢ポイント別賃金特性値の第1十等位（全体を十等分し低い方から10%目）より設定

### （3）企業内最低賃金協定の締結

企業内で働くすべての労働者の生活の安心・安定と産業の公正基準を担保するため、企業内最低賃金の締結および水準を引き上げる。なお、企業内最低賃金は時給1,200円以上をめざす。

### 2. 取引の適正化と労務費の適切な価格転嫁

中小企業における価格転嫁の円滑化を促すため、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分をめざす「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを労使が相互に拡げる。

また、昨年11月に政府が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知および活用を促進する。

### 3. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

労働者の健康確保を大前提とし、豊かな生活時間とあるべき労働時間を確保するため、時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の周知および適切な運用（事業場単位での過半数代表者および過半数労働組合に関する要件・選出手続き等）を促進する。

### 4. ジェンダー平等・多様性の推進

女性の昇進・昇格の遅れ、仕事の配置や配分が男女で異なることなど、男女間格差の実態について点検を行い、積極的な差別是正措置（ポジティブ・アクション）により改善をはかる。

また、職場のハラスメントの現状を把握し、カスタマー・ハラスメントや就活生などに対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを進める。

以上



2024年2月8日

一般社団法人栃木県経営者協会  
会長 青木 熱様

日本労働組合総連合会栃木県連合会  
会長 吉成 剛  
連合栃木最低賃金対策委員会  
委員長 中島 一実

**2024年度最低賃金に関する要請書**

日本・地域経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素となる最低賃金の引き上げが必要です。

2023年度栃木県最低賃金は「954円」となり、「誰もが時給1,000円」の到達が近づきつつあります。しかし、当該水準で年間2,000時間働いても「ワーキング・プア」の水準とされる年収200万円に満たず、セーフティネットとしては不十分と言わざるを得ません。最低賃金の水準は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきです。

連合は、「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、「企業内最低賃金」や「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の取り組みを強化し、すべての労働者の賃金の底上げをめざします。

つきましては、下記の連合栃木の考え方や要請事項をお受け止めいただき、貴会の会員事業主にご発信および対策を講じられることをお願いいたします。

記

**1. 栃木県（地域別）最低賃金について**

(1) 早期に「誰もが時給1,000円」の到達と、地域間格差を是正し、労働力の都市部への流出を防ぐため、抜本的な引き上げ議論を行うこと。

(2) 金額審議においては、中央最低賃金審議会で決定した目安額や審議内容を尊重すること。

(3) 2024年度の金額改正が、一般労働者の賃金改定に速やかに連動するよう、審議日程については、10月1日発効に向け協力願いたい。

**2. 特定（産業別）最低賃金について**

(1) 違反ゼロをめざし、会員企業への積極的な周知を行うなど、法令順守の徹底に努めること。

(2) 金額審議においては、その重要性を再認識し、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けて、真摯な議論に努め、産業の持続的発展に資する水準への引き上げに取り組まれること。

**3. 企業内最低賃金について**

(1) 従業員の最低生活を保障し、生活の安心・安定を確保するために企業内最低賃金は重要な役割を果たします。企業の魅力を高めるため、労働の価値にふさわしい企業内最低賃金の締結や水準引き上げに向けて、取り組まれること。

(2) 企業内最低賃金は、連合方針「時間あたり1,200円以上」を参考にすること。

以上

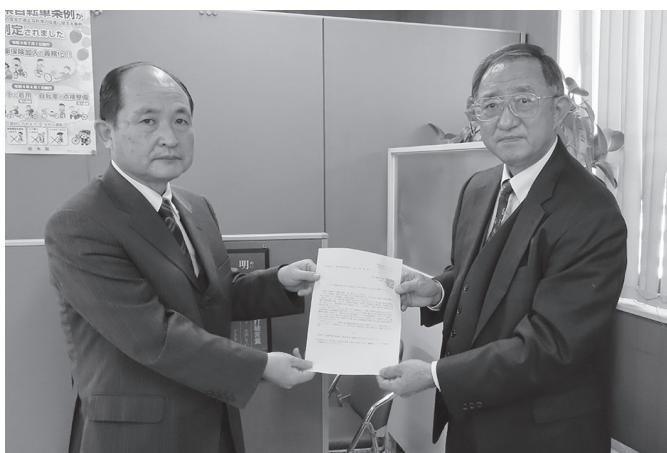
# 「トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組」への要請がありました

令和6年1月25日（木）、当協会に対し、古谷野正久関東運輸局栃木運輸支局長から、「トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組」への協力要請がありました。

要請の趣旨は、トラック事業は、国民生活や経済を支える重要な社会的インフラであり、物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」が喫緊の課題となっている。政府は、①物流の効率化、②荷主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とする、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、抜本的・総合的な対策に取り組んでいる。物流の取引慣行の適正化のためには、必要なコストと物流サービスの質に応じた適正な対価を支払う商慣行の定着に向けた価格転嫁や運賃・料金交渉の促進が重要である。

については、①荷待ち・荷役時間の短縮など物流負荷の軽減への取組、②必要なコストを反映した適正な運賃・料金の収受のため、積極的にトラック事業者と協議願いたいとの内容です。

詳細については、下記のとおりです。会員の皆様のご協力をお願ひいたします。



栃運企第536号  
令和6年1月25日

一般社団法人 栃木県経営者協会 会長 青木 勲 殿

栃木運輸支局長  
古谷野 正久

[Red square seal]

トラック事業の適正化・生産性向上に向けた取組へのご協力のお願いについて

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであり、物流の停滞が懸念される「物流2024年問題」が喫緊の課題となっております。

政府としましては、持続可能な物流の実現に向け、令和5年6月の「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、①物流の効率化、②荷主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とする、「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、現在、抜本的・総合的な対策に取り組んでおります。

さらに、令和5年10月には、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、緊急的に取り組む施策として「物流革新緊急パッケージ」を策定したところです。特に、物流の取引環境の適正化のためには、必要なコストと物流サービスの質に応じて適正な対価を支払う商慣行の定着に向けた価格転嫁や運賃・料金交渉の促進が重要であると考えております。

つきましては、トラック事業の取引環境の適正化に向けた取組について、ご理解を深めていただくとともに、下記事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

○荷待ち・荷役時間の短縮など物流負荷の軽減に取り組んでいただくこと。

○必要なコストを反映した適正な運賃・料金の収受のため、積極的にトラック事業者との協議を行っていただくこと。

## 実施報告

## ◎管理監督者向け 部下とのコミュニケーション実践研修

2月9日、宇都宮市内会場にて、会員企業等から13名が参加して開催した。

講師には、あしぎん総合研究所 野内 比佐子 氏を迎えて、「部下のやる気を引き出すリーダーシップ」や「心理的安全性の高いチーム作り」、「1on1ミーティングの必要性」、「部下の成長を支援する1on1ミーティング実践」等について講義を行った。

セミナー実施後のアンケートでは、以下のような意見があった。

- ・個人ワーク・グループワークが多く、実践的に学ぶことができた。
- 明日からすぐに取り組むことのできる内容でとても参考になった。
- ・部下とのコミュニケーションの重要性や方法を再認識することができた。
- ・ロールプレイングで1on1ミーティングを実践することができ、具体的に勉強できた。



## ◎自動車事故対策講座

2月16日、宇都宮市内会場にて、会員企業等から10名が参加して開催した。

講師には平野浩視法律事務所 平野 浩視 弁護士を迎えて、「従業員の自動車事故と企業の賠償責任」や「事故後の対応、保険」、「飲酒運転」、「従業員の責任」等について講義を行った。

セミナー実施後のアンケートでは、以下のような意見があった。

- ・セミナーを受けて、改めて勉強させられる内容だった。
- もう一度、社内で共有したいと思った。
- ・いくつかの状況での考え方や事故後の対応など、社内で見直す点が見つかった。



## ◎若手社員スキルアップ研修

2月26日、宇都宮市内会場にて、会員企業等から21名が参加して開催した。

講師には、オフィスOKAMOTO 代表 岡本 明夫 氏を迎えて、「キャリアビジョン・ゴールの設定」や「報連相の基本10ヶ条」、「自分を改善する」、「ワンランク上の社員になるために」等について講義を行った。

セミナー実施後のアンケートでは、以下のような意見があった。

- ・入社後、1年経とうとしている今、初心に返って考え直す良いセミナーだった。
- 今まで、淡々とこなす業務の中で先のビジョンが見えなかつたが、今回のセミナーを受けて、明日から意識を変えて業務を進めていこうと思った。



## 講座開催案内

## ◎新入社員研修“社会人の捉”

日 時：4月9日(火)4月12日(金) 10：00～16：00

会 場：宇都宮市文化会館（無料駐車場あり）

講 師：岡本 明夫 氏 オフィスOKAMOTO 代表

参加費：会員企業：4,000円 一般企業：6,000円（資料代・消費税込み）

内 容：1.ビジネスマナーの基本／2.学生と社会人の違い／3.社会人としての基本ルール(コンプライアンス)／4.職場での人間関係／5.成功のための条件／6.報連相の基本／7.仕事に必要な5つのスキル等

研修詳細は、ホームページ(<http://www.tochikei.jp/seminar2023.htm>)をご覧ください。

# 栃木労働局からのお知らせ

## 家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等の現況について、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものであります。

届出用紙は、最寄りの労働基準監督署、または、栃木労働局ホームページの[各種法令・制度・手続 → 家内労働関係 → 家内労働委託者のみなさま]からダウンロードできますので、労働基準監督署に4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わずに自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）

または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

栃木労働局のホームページも御活用ください。

## 家内労働者のみなさま及び家内労働を委託されている方へ

栃木県電気機械器具製造業最低工賃が令和6年4月20日に改正されます。

### 1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

### 2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
コネクター	差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき51銭

栃木県電気機械器具製造業最低工賃について、詳しくお聞きになりたい方は、栃木労働局労働基準部賃金室（028-634-9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



## 社会福祉法人秀峰会事件

東京高裁 令和5年8月31日 判決 速報2531号

### 一審判決を変更し、人事管理の目的での配転命令が有効とされた例

#### 【事案】

本件は、理学療法士として訪問看護によるリハビリテーション業務に従事していた被控訴人（一審原告）が、控訴人（一審被告）が新たに設立する産業理学療法部門への配転命令が違法無効であるとして争った事案である。第一審（横浜地裁令4.12.9判決）は、本件配転命令が権利濫用に当たると判断したため、控訴人（一審被告）が控訴した。

#### 【判示事項】

本件配転命令の有効性については、当該配転命令につき業務上の必要性が存しないか、業務上の必要性が存する場合であっても、当該配転命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき又は労働者に対して通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるときは、当該配転命令は、権利の濫用になり無効であるとの東亜ペイント事件最高裁判決の判断枠組に従って判断する。この判断枠組に従えば、労働力の適正配置や業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、配転命令に関する業務上の必要性が肯定され、人事管理目的での人員配置をすることも、これが濫用にあたらない限り、企業の合理的運営として許容されると解される。

本件においては、控訴人が実施する取組みには企業運営上の必要性が十分に肯定でき、被控訴人を適正に配置するとの観点から、新部門に被控訴人を配置して取組みを実施させることについて、控訴人の人事管理上の必要性を肯定できる。

また、本件配転命令による被控訴人の不利益についても、控訴人と被控訴人の間では職種限定合意のない雇用契約である以上、新部門での勤務により被控訴人のノウハウが劣化するとか、同部門における業務がどれほど意味のあるものか不明確だという点については、いずれも被控訴人の主觀的な不利益の域を出るものではなく、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものではない。

そして、その他不当な動機・目的をもってなされたものでもないものである以上、本件配転命令は無効のものとはいはず、これが不法行為に該当することもない。

したがって、控訴人の控訴には理由がある。

# JPロジスティクス事件

大阪高裁 令和5年7月20日 判決 速報2532号

## 原審判決を維持し、請負制賃金の計算において割増賃金を控除する賃金制度が判別性の要件を満たし、合理的であるとされた例

### 【事案】

本件は、貨物自動車運送事業等を目的とする被控訴人との間で労働契約を締結した控訴人らが、支給すべき能率手当の算定に当たり割増賃金の一部である「時間外手当A」に相当する額を控除しており、労働基準法37条所定の割増賃金の一部が未払である等と主張して未払割増賃金等を求めた事案であり、原審は、一審原告ら（本訴各控訴人）の請求を全て棄却し、それを不服とする控訴人らが控訴を提起した。

### 【判示事項】

各控訴人は、請負制賃金の計算において割増賃金が控除されている点で、国際自動車事件の事案と類似するとして、同事件第2次上告審判決を引用したが、控訴審は以下のとおり事案の違いを詳述し、他の各控訴人の主張も合わせて退け原審を維持した。

国際自動車事件の場合は、歩合給から歩合給部分の残業手当も控除され、しかも歩合給部分の残業手当が歩合給そのものではなく、歩合給の計算で使われる金額（対象額A）をもとに計算されており、歩合給に係る基礎賃金や同基礎賃金を基礎として算定した時間外手当の額が不明確になるため、判別性を欠く。また、対象額Aは出来高を示す揚高の一定割合を合計する方法で計算されているため、歩合給も出来高に比例した支払を保障する趣旨のものというべきであり「出来高払制によって定められた賃金」に該当し、歩合給の計算で割増賃金を控除する仕組みが、経費を労働者に全額負担させるものといえる。

本件の場合、請負制賃金から控除されるのは請負制賃金の時間外手当（時間外手当A）のみで、請負制賃金の時間外手当も請負制賃金（能率手当）を元に計算され、請負制賃金の計算には請負制賃金の割増賃金を含まず、請負制の通常の賃金がない場合には請負制賃金の割増賃金もないことになるため、国際自動車事件のような事態は発生せず判別性も欠かない。

また、能率手当（各集配職の従事した業務内容（配達重量部分、集荷重量部分、配達枚数部分、集荷枚数部分、集荷軒数部分、走行距離部分、大型作業部分、持込作業部分、その他部分）に基づいて算出された賃金対象額と称する数額が時間外手当Aの額を上回る場合に支給され、「能率手当=賃金対象額-時間外手当A」の計算式により算出される）は、出来高を示す揚高の一定割合というような形で計算されるものではなく、「出来高払制によって定められた賃金」とは異なり、国際自動車事件のような問題は生じない。

## 実務に役立つ労働法の知識

### ○社会福祉法人秀峰会高裁判決について (労働経済判例速報2531号 中井智子弁護士論説から抜粋)

東亜ペイント事件は、「労働力の適正配置、業務の能率増進、労働力の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営の寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在を肯定すべきである。」との判断基準を示す。例えば、精電舎電子工業事件（東京地判平18.7.14 労判922.34）では、「現に会社の組織内部に不和が生じ、（中略）これに対応するために人事異動を検討することは企業組織の管理者として当然」として、社員の不和への対応も業務上の必要性を肯定するなど、広く企業の裁量を認めている（なお、同事件では配転命令は無効と判断している。）本件は、問題行動のあった職員に対して懲戒処分等の不利益措置を行わずに、雇用を維持しつつ配転を実施している。このような人事管理の目的による配転も企業の裁量の範囲であると示した控訴審の判断は妥当である。

また、キャリア形成が妨げられる点が甘受すべき程度を超える不利益であるとの主張を、職種限定の合意がないこととの整合性から否定した点も注目される。



## 3月 就職戦線レポート

~2025年卒 新卒採用について~

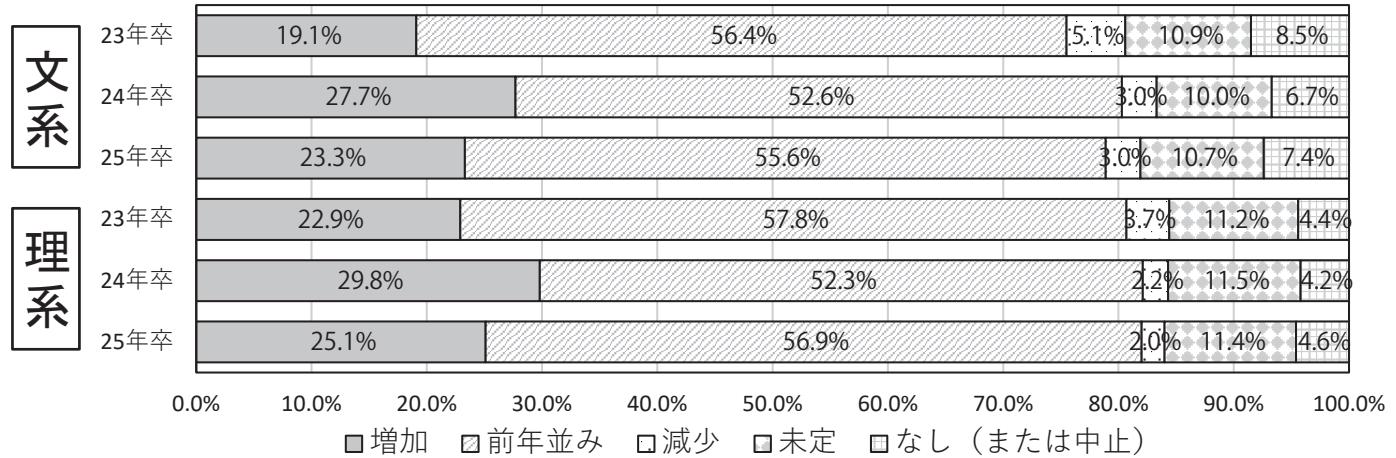
株式会社マイナビ 栃木支社  
支社長 土屋文人



複数の企業で人事採用担当やキャリアアドバイザーなどを経験した後、2007年マイナビに中途入社。転職情報事業部に在籍し、主に求職者向けサービスの運用に携わった後、21年10月より現職。

春風の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。2025年卒の新卒採用活動が開始を迎える時期となりました。3月号では昨年に引き続き、新卒採用予定数の調査結果について報告させていただきます。また、各種報道などでトピックスにあがることが多い「初任給」に関する学生アンケート結果も出したので合わせてご報告申し上げます。新卒採用活動の一助としていただけますと幸いです。

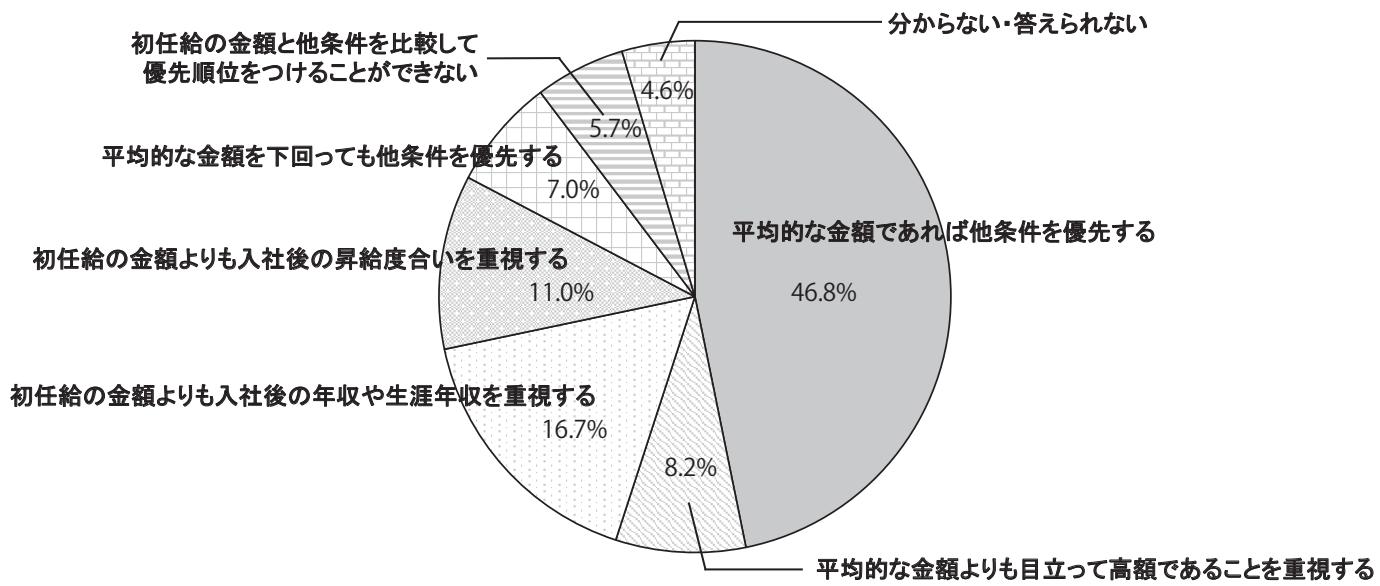
### ■25年卒 新卒採用予定数調査結果



▲マイナビ 2025年卒企業新卒採用予定調査より

25年卒の新卒採用予定数は文系・理系ともに「前年並み」が増加し、「増加」が数年ぶりに減少という結果になりました。採用難易度の上昇や学生数の減少などを背景に、これ以上の採用数増加を検討する企業が減少傾向にあると分かります。一方で、人材の流動性がますます高まって転職市場は活発化しており、退職者を見据えた人員補充を目的とした新卒採用なども発生。そういった複合的な影響を受け、結果的に採用予定数を「増加」あるいは「前年並み」とする企業が多かった模様です。

### ■就職先を検討する際に「初任給」の金額にどの程度こだわるか



次に、就職先を検討する際のポイントのひとつである「初任給」に関するアンケート結果を見てみます。「平均的な金額であれば他条件を優先する」が最も多くの割合を占めましたが、注目すべきなのは「平均的な金額を下回っても他条件を優先する」がわずか7.0%しかなかった点です。このことから、他の希望条件の有無に関わらず、初任給は“少なくとも平均的な金額であること”が求められていると分かります。

# 会員消息(敬称略・順不同)

## 代表者等変更( )内は前任者

(株)真岡製作所 代表取締役社長  
佐藤 克彦(仁科 捷哉)

# 業務日誌

## —1月—

- 4日 産業会館初顔合わせ (専務理事)  
宇都宮市新年賀詞交歓会 (会長・専務理事)
- 9日 連合新春のつどい (専務理事)
- 11日 **新春会員交流会**
- 12日 第1回栃木県電気機械器具製造業最低工賃  
専門部会 (部長)  
刑務所出所者等就労支援ブロック協議会  
(事務局長)
- 15日 指定管理者選考委員会 (専務理事)
- 16日 経団連幹事会web (専務理事)
- 17日 労働局公正採用人権会議 (専務理事)
- 18日 しもつけフォーラム (会長・専務理事)
- 23日 全国産業教育フェア栃木大会準備委員会  
(専務理事)
- 24日 経団連労使フォーラムweb (専務理事)  
経済団体新春講演会
- 25日 **アンケート検討会議**
- 29日 生産性本部月例研究会 (主事)

## —2月—

- 1日 労働委員会総会・研究会 (専務理事)
- 2日 栃木刑務所農福連携会議 (事務局長)
- 5日 壬生町保護司と協力雇用主就労支援研修会  
(事務局長)
- 6日 産業会館消火訓練
- 7日 物流2024年問題対策セミナー (専務理事)
- 8日 しもつけ21フォーラム (専務理事)  
労働者派遣事業適正運営協力員会議  
(事務局長)
- 9日 **管理監督者向け講座**

- 連合栃木春闘要請
- 15日 産業教育振興会 (専務理事)
- 16日 女性・高齢者等新規就業支援推進会議  
(専務理事)

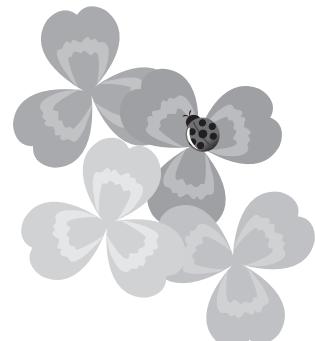
高等学校就職問題検討会 (専務理事)

宇都宮保護区合同研修会 (事務局長)

社会貢献活動促進懇談会 (事務局長)

## 自動車事故対策セミナー

- 20日 地方業種団体情報連絡会web (専務理事)  
経団連幹事会web (専務理事)  
ライトキューブ 合同企業説明会 (主事)  
上三川町保護司・協力雇用主合同研修会  
(事務局長)
- 21日 **とちぎ産学懇談会**  
(キャリア形成支援推進協議会)
- 22日 産業会館幹事会 (専務理事)
- 26日 **若手社員スキルアップ研修**  
下野市協力雇用主会設立準備会 (事務局長)
- 27日 トラック輸送地方協議会 (専務理事)
- 28日 地域職業能力開発促進協議会 (専務理事)  
宇都宮大学地域経営研究会web (専務理事)
- 29日 高齢・障害・求職者雇用支援機構運営協議会  
(専務理事)





# Eメール登録のご案内

当協会では、会員の皆様への人事労務（労使問題、賃上げ、賞与、各種セミナー）や行政（国・県）施策・条例等の情報提供をより迅速に行うため、メール配信を行っております。

Eメール登録のお済みでない会員の皆様につきましては、お早めに登録をくださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。（なお、1社で複数名の登録も可能です。）

下記に必要事項をご記入いただき、Eメール：[info@tochikei.jp](mailto:info@tochikei.jp) またはFAXで協会宛ご連絡ください。

FAX：028-611-1601  
一般社団法人 栃木県経営者協会 行

## Eメール登録

下記にご記入のうえご連絡ください

貴社名	
-----	--

### 総合窓口

人事・労務・産業政策等に関する経団連や行政（国・県）からの情報を毎週水曜日に配信いたします。  
※現在登録されている代表者の方だけに限らず、複数名の登録が可能です。

	担当者名	部署	メールアドレス
登録1			
登録2			

### 教育関係

当協会セミナーを含む人材教育・交流に関する情報を随時配信いたします。

	担当者名	部署	メールアドレス
登録			

### 調査関係

賃金や各種規定、法改正対応等の調査依頼・情報提供を随時配信いたします。

	担当者名	部署	メールアドレス
登録			

## 会員を募集しております

皆様からのご紹介をお待ちしております

当協会の事業にご賛同いただける個人、法人または団体の新規加入を募っております。事務局でご説明にお伺いいたしますので、ぜひご紹介くださるようお願い申し上げます。

(一社) 栃木県経営者協会  
TEL:028(611)3226 E-mail:[info@tochikei.jp](mailto:info@tochikei.jp)

# 法律・労務・税務相談のお知らせ

専門家による「法律・労務・税務に関する無料相談」に応じています。困ったことや分らないことなどいつでもお気軽にご連絡ください。

相談内容により当協会会員の弁護士・特定社会保険労務士・税理士が無料でご相談に応じます。

まずは、事務局にご連絡ください。

平野浩視法律事務所

弁護士

平野 浩 視 氏

社会保険労務士法人鍋島事務所

特定社会保険労務士

鍋島 勝 子 氏

税理士法人小林会計

代表 税理士

小林 恒 夫 氏

## こんな相談をお受けします

例えば…

賃金関係

- ・退職者から残業代の未払い賃金を請求された際の対処法は？
- ・定年延長による再雇用の賃金設定はどうすればよいか？
- ・従業員が労働組合に加盟し、団体交渉を申し入れられたが、どう対応すればよいのか？
- ・人事制度・就業規則の整備・改定にあたっての留意すべき点は？
- ・人事制度の変更を行う際に、従業員から不利益変更との訴えがあった。その対処法は？
- ・メンタルヘルス不全によってトラブルを起こした社員への対応は？
- ・問題社員に対する懲戒、解雇の手続きはどう進めたらよいか？
- ・事業承継、税務、契約上のトラブル等、経営に関する課題全般
- ・その他

労働組合

制度改定

人事労務

その他

お問合せ：(一社)栃木県経営者協会 TEL 028 (611) 3226

受付時間：平日 08:45~17:15 (土日祝日は除く)

とちぎ経協

NO.498

発 行 一般社団法人 栃木県経営者協会  
〒320-0806 宇都宮市中央3丁目1番4号  
栃木県産業会館4階  
TEL 028-611-3226 FAX 028-611-1601  
ホームページ：<http://www.tochikei.jp>  
E-mail : [info@tochikei.jp](mailto:info@tochikei.jp)

印刷・製本 鈴木印刷株式会社

